

公益財団法人全日本柔道連盟 アスリート委員会規程

(第1章 総 則)

第1条 公益財団法人全日本柔道連盟（以下、「本連盟」という）定款第43条により設立する専門委員会であるアスリート委員会について定める。

(第2章 委 員)

第2条 委員会は、12名以内の原則として男女同数の委員で構成する。

第3条 委員となる資格は、本連盟に登録している者のうち、A強化選手又はB強化選手として指定された実績を有する者（以下「元・現強化選手」という。）とする。

2 委員に選出される元・現強化選手のうち5名以上の者は、委員選出の日から過去4年以内にA強化選手、B強化選手に該当したのから選任するものとし、そのうち3名以上は男女からなる現役選手とする。

3 第2条に定める委員のほか、専門的知識または経験を要する実務を行わせるため、特別委員を置くことができる。特別委員は、年齢を問わず委員長が推挙する者のうちから会長が委嘱する。

4 特別委員は、委員長の求めに応じ、必要のある時に、事業活動に参加し、あるいは委員会に出席するものとする。ただし、議決権は持たない。

第4条 委員は、自薦と他薦による候補者の中から選任される。アスリート委員会は、任期満了の4か月前までに6名の選考委員を選び、この6名で構成する選考委員会が次期アスリート委員を候補者の中から決定する。

2 選考委員会はアスリート委員4名（男女各2名）、外部委員1名、本連盟事務局員1名で構成する。

3 選考委員会は結成後速やかに、アスリート委員になる資格を持つ者に選考委員会の設置を周知する。

4 アスリート委員に自薦する者は、当期委員の任期満了の3か月前までに、選考委員会に対して書面で立候補を表明する。アスリート委員候補を他薦する者は、被推薦者の了解を得た上で選考委員会に対して書面で推薦する。

第5条 委員長、副委員長は、委員が互選し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員長および副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこ

れを代行する。

- 4 委員は、日常の活動に参加し、業務を処理する。

(第3章 委員会)

第7条 委員会は委員総数の過半数の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決定する。

- 2 緊急を要する場合には、委員長がこれをEメールなど電子文書により議決に附して決定することができる。但しその場合には、次の委員会で委員長が報告しなければならない。

(第4章) その他

第8条 本連盟執行部は、アスリート委員会の議論を本連盟の組織運営に反映させるため、アスリート委員会委員と本連盟執行部が意見交換する場を年1回以上設けなければならない。

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1、この規程は平成25年8月1日から施行する。
- 2、この規程は平成26年10月16日から改正して施行する。
- 3、この規程は平成29年12月31日から改正して施行する。
- 4、この規程は平成30年6月1日から改正して施行する。ただし、同日現在の委員は任期末（平成31年3月31日）まで引き続き委員を務める。
- 5、この規程は令和元年12月10日から改正して施行する。
- 6、この規程は2024年10月9日から改正して施行する。
- 7、この規程に定めのない事項は、専門委員会規程の定めるところによる。